

令和7年 第5回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和7年5月28日(水) 午前10時00分～

ところ：三朝町役場2階 第4会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

加藤委員、村岡委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 社会教育課事業について
- (3) 図書館事業について
- (4) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について【非公開】
- (5) 令和7年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて
- (6) 令和7年度前期三朝町教育委員会学校訪問日程について
- (7) 令和6年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書について
- (8) 三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会の検討状況等について
- (9) 令和6年度図書館事業実績について

5 議 事

- 議案第24号 令和7年度教育関係費補正予算（令和7年6月）について
- 議案第25号 三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の設定について
- 議案第26号 三朝町立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について
- 議案第27号 三朝町教育行政評価委員の委嘱について
- 議案第28号 三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について
- 議案第29号 町立学校教職員の処分について【非公開】

6 協議事項

- (1) 三朝町生涯学習推進プランの策定について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和7年6月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【5月】			
5月2日 (金)		小学校全校遠足	行路変更
5月7日 (水)	～ 9日	中学校3年修学旅行	東京
		中学校2年トライワーク	
5月9日 (金)		中学校1年三徳山登山	5/15 延期
5月13日 (火)	～14日	全国町村教育長会	東京
	18:30-	放課後児童クラブのあり方検討委員会	
5月14日 (水)	9:30-	三朝小学校長と土牛国民小学校長のオンライン会議	
	13:00-	会計実地検査	
5月15日 (木)	10:00-	議会行政報告会	
	18:30-	東学童クラブ保護者説明会	三徳センター
5月18日 (日)		小中PTA合同奉仕作業	
5月19日 (月)	13:30-	令和6年度分第3回教育行政評価委員会	
	16:00-	中学生手作り訪仏事業 派遣団員選考(面接)	中学校
5月20日 (火)		とっとり学力・学習状況調査(中3)	
5月22日 (木)		とっとり学力・学習状況調査(中2)	
	16:00-	中学生台湾相互交流事業 派遣団員選考(面接)	中学校
5月24日 (土)		小学校運動会	予備日 25日
5月26日 (月)	15:00-	市町教育委員会と中部教育局との懇談会	
5月27日 (火)		とっとり学力・学習状況調査(中1)	
5月28日 (水)	10:00-	教育委員会定例会	
	15:00-	東伯地区教育委員会連絡協議会定期総会並びに東伯地区・倉吉市教育委員会合同研修会	県立美術館
5月30日 (金)		とっとり学力・学習状況調査(小6)	
	16:30-	学校給食会理事会	
【6月】			
6月1日 (日)		中学校サマープラスコンサート	
6月2日 (月)		小学校プール開き	
	13:00-	令和7年度分第1回教育行政評価委員会	
6月3日 (火)		とっとり学力・学習状況調査(小5)	
	9:00-	校長会、共同学校事務室協議会	
6月4日 (水)		とっとり学力・学習状況調査(小4)	
6月5日 (木)	～ 7日	中学校県総体予選	
6月8日 (日)	14:00-	陸上自衛隊第13音楽隊コンサート(演奏指導)	文化ホール
6月9日 (月)		教育委員会前期学校訪問(小学校)	

	春の学事訪問（中学校）	
6月10日（火）～18日	議会6月定例会	
6月12日（木）～13日	小学校5年船上山宿泊学習	
6月18日（水）	校内授業研究会（小学校）	
6月20日（金）	小学校文化芸術事業「妖怪影絵劇」	
6月23日（月）	教育委員会前期学校訪問（中学校）	

- ・春の学事訪問（小学校）7月1日（火）
- ・21世紀を生き抜く中学生講演会7月4日（金）
- ・中国地区市町村教育委員連合会研修大会7月17日（木）～18日（金）
- ・中学校県総体7月19日（土）～21日（月・祝）
- ・小学校1学期終業式7月23日（水）※夏季休業～8月27日
- ・中学校1学期終業式7月23日（水）※夏季休業～8月26日
- ・東伯郡小学校水泳大会7月25日（金）

報告事項（２）

【社会教育課】 令和７年５月～６月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
5月 3日	(土)		花湯まつり	三朝	～5/4ジンジョ
5月 9日	(金)		三徳山山護運動（中学校１年三徳山登山研修）	三徳山	延期
5月10日	(土)		中部地区スポーツ少年団交流会（ミニバスケットボール）	スポセン	～5/11
5月11日	(日)	8:30	大瀬ふれあい大会（スポーツ推進委員ニュースポーツ指導）	健康むら	50名
5月13日	(火)	18:30	スポーツ推進委員会定例会	役場	
5月15日	(木)		三徳山山護運動（中学校１年三徳山登山研修）	三徳山	60名（ボランティア含む）
5月17日	(土)	9:00	みささ青空体験塾（田植え体験）	小河内	30名、別紙①
5月25日	(日)		第71回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭	中部圏内	～7/21
			三朝町ペタンク大会	陸上競技場	
5月26日	(月)	10:00	みささ子ども・若者育成会総会	役場	
5月28日	(水)	10:00	三朝大学（入校式、海外での生活・仕事の体験談）	文化ホール	別紙②
5月29日	(木)	13:30	コミュニティ・スクール連絡会	小学校	
		19:00	人権教育推進協議会総会	文化ホール	

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
6月 5日	(木)	9:00	第49回三朝町民ゴルフ大会	鳥取市	旭国際浜村温泉ゴルフクラブ
6月 7日	(土)	13:00	第 6 回中部地区少年少女のつどい	小学校	
6月10日	(火)	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
6月20日	(金)	10:00	社会を明るくする運動役員会	役場	
6月21日	(土)	9:00	みささ青空体験塾（竹林整備、竹細工体験）	若宮	
6月27日	(金)	10:00	三朝大学（バイオリン美術館見学）	バイオリン美術館	
6月28日	(土)		中国地区スポーツ推進委員研修会	倉敷市	～6/29

令和７年度 三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業・・・別紙③

あおぞらたいけんじゅく みささ青空体験塾 さんかしゅぽしゅう 参加者募集!

くわしい活動内容は
裏面を見てください

しぜんたいけんかつどう つう ゆた こころ はぐく
自然体験活動を通じて、豊かな心を育み、

たくましい“みささっ子”になろう!

主催：三朝町教育委員会

主管：NPO 法人 里山地域研究会

協力：三朝町立三朝小学校

【参加対象】

- ・三朝小学校児童 1～3年生(定員30名)
- ・原則、参加いただける方は申込児童及びその保護者のみとさせていただきます。
- ・詳しくは裏面(【募集定員について】)をご確認・ご承諾いただいた上でお申込みください。

【活動時間】

- ・令和7年4月～令和8年3月 原則、毎月第3土曜日
- ➡集合時間 8時45分：活動時間 9時から12時30分頃まで
- ・三朝町総合文化ホール 集合・解散(移動するときはマイクロバスを使用)

【参加費】

- ① 申込児童1人あたり…半年ごとに1,000円
 - ・4月(開塾式)と10月に集金します
 - ➡1年間参加の場合は2,000円(1,000円×2回)
- ② 保険料 800円(予定)
 - ・4月(開塾式)に集金します。

【申込】

- ① 申込方法
 - ・QRコードからアクセスし、Googleフォームにてお申込みください。
 - ・申込書(用紙)でもお申込みできます。
 その場合、三朝町教育委員会事務局にお問い合わせください。
- ② 申込期限(2～3年生用)

3月14日(金)



申込フォーム
QRコード

みささ青空体験塾の活動内容がご覧いただけます

こちらのQRコードから、令和4年度 みささ青空体験塾
活動記録(PDFファイル)がご覧いただけますので、参加申込の
参考にしてください。



お問合せ先

① 活動内容について

みささ青空体験塾 塾長 吉田定夫
090-7136-7315

② 参加申込について

三朝町教育委員会事務局 社会教育課
0858-43-3518

まつとうけにかく よてい

みささ青空体験塾 令和7年度 活動計画(予定)

月	日	活動内容	場所	昼食
4月	19日	開塾式 & ミニ運動会 (12:00解散)	文化ホール、牧	なし
5月	17日	田植え体験 & ヤギと遊ぼう!	小河内	あり
6月	21日	竹林整備 & 竹筒飯ごう炊飯、竹細工体験	若宮、牧	あり
7月	19日	遠足(さじアストロパーク)	鳥取市	弁当持参
8月	23日	魚つかみ体験	横手	あり
9月	20日	森林体験 & 山遊び	町内	あり
10月	4日	稲刈り・脱穀作業 & 芋掘り体験	小河内	あり
11月	15日	～植えて残そう～花桃の植栽	高橋	あり
12月	14日 (予定)	みささ町かがやく子どもフェスティバル(丸太切り体験)	文化ホール	なし
1月	17日	雪遊び	俵原	あり
2月	21日	～外国の料理と文化を知ろう～チャレンジクッキング	文化ホール	あり
3月	21日	閉塾式 & もちつき体験	文化ホール	あり

【保護者のみなさまに大切なおしらせ】

- ① 解散時間 → 「昼食あり」の場合…12時30分頃、「昼食なし」の場合…12時
- ② 解散時間後は、塾では責任が持てませんので、時間厳守でお迎えをお願いします。
- ③ 天候や諸事情によって活動内容や日程を変更する場合があります。

保護者のみなさまへ 募集対象及び定員の縮小について (必ずご確認ください)

みささ青空体験塾は、三朝町から NPO 法人里山地域研究会に企画・運営を委託して実施している事業です。これまでの里山地域研究会の献身的な活動により子ども達や保護者のみなさんにとって貴重な体験ができる取り組みとして、令和6年度は50名の児童に参加していただくなど高い評価をいただいていた。

しかし、近年ではスタッフの減少や高齢化により、多くの子ども達が安全に活動してもらえる体制が取りにくくなっているのが現状です。

このことから、現在のスタッフ体制でより安全にきめ細やかな野外活動体験を行えるよう、令和7年度は募集対象及び定員を縮小させていただくこととなりました。

本事業を楽しみにされている児童、保護者のみなさまには大変御迷惑をお掛けしますが、何卒御理解くださいますようお願いいたします。



- ① **募集対象** 小学1～3年生 (前年度は全学年対象)
- ② **募集定員** 30名 (前年度は40名でしたが、50名に参加いただいています)
- ③ **参加できる子どもは申込児童及びその保護者のみとさせていただきます。**
 - ・未就学児の場合は、保護者の方が一緒に活動される場合のみ、御参加いただけます。
 - ・保護者の方が、里山地域研究会提供の食事を取られる場合は別途参加費をいただきます。

以上を必ず御了承いただいた上でお申込ください。みなさんの御協力をお願いします。

令和7年度 生涯学習教室

『三朝大学』受講生募集

入校式・第1回講座

5月28日(水)

受付 9時～

入校式 9時30分～

講座 10時～

受講料

1,000円

※ 全8回通じて

当日受付でお支払いください

- 各講座は、申し込まれた受講生のみが受講できます。
(年度途中の申込も可…その場合でも、受講料は1,000円)。
- 入場料や飲食費など実費が必要な場合は別途自己負担となります。

年間講座日程(予定) ※詳しい講座内容は裏面をご覧ください

第1回講座 5月28日(水)

『海外での生活・仕事の体験談』

第2回講座 6月27日(金)

『～三朝が誇る美術館～

三朝バイオリン美術館 見学』

第3回講座 7月23日(水)

『三朝町の地域おこし協力隊』

第4回講座 8月5日(火)

『三朝大学 in 三朝小学校』

第5回講座 9月24日(水)

『もしものときの避難所運営を学ぶ』

第6回講座 10月27日(月)

『～お出かけ講座～ 鳥取県西部へ』

第7回講座 11月19日(水)

『三朝町の神社と祭り』

第8回講座 12月17日(水)

『～家族も安心～

デジタル時代の終活講座』

申込方法



お電話、メール、FAXで…

① 住所、② 氏名、③ 連絡先 を
三朝町教育委員会事務局社会教育課へご連絡ください。

募集期限 令和7年5月21日(水)まで

申込メールアドレス
QRコード

【申込・お問合せ先】

三朝町教育委員会事務局社会教育課

電話 43-3518 / FAX 43-0647

メール shakaikyouiku@town.misasa.tottori.jp

年間講座スケジュール(予定)

第1回講座 5月28日(水)

『海外での生活・仕事の体験談』

時間 10時～11時30分

場所 三朝町総合文化ホール 大会議室

講師 更田道子 氏、栗原靖弘 氏

海外での勤務を経験されている方にその国の暮らしや文化についてお話いただきます。今回はメキシコとインドでの体験談です。



第3回講座 7月23日(水)

『三朝町の地域おこし協力隊』

時間 10時～11時30分

場所 三朝町総合文化ホール 大会議室

講師 元三朝町地域おこし協力隊 伊藤博文 氏

令和7年4月末まで地域おこし協力隊として活躍された伊藤さんに任期3年間の活動内容を聞きます。

神倉大豆の商品開発の話や今後の展望についてお話いただきます。

第5回講座 9月24日(水)

『もしものときの避難所運営を学ぶ』

時間 10時～11時30分

場所 三朝町総合文化ホール 大会議室

講師 三朝町総務課危機管理局

近年多発する自然災害。避難所が開設される機会も増えています。住民の私たちに出来ることは何でしょうか？

もしものときに備えてゲームを交えながら避難所運営について学びます。

第7回講座 11月19日(水)

『三朝町の神社と祭り』

時間 10時～11時30分

場所 三朝町総合文化ホール 大会議室

講師 三朝町教育委員会事務局社会教育課

三朝町内には数多くの神社があります。三朝町に住んでいてもなかなか知らない神社の歴史や由来、特色。その神社にまつわる祭りや文化について学びます。



第2回講座 6月27日(金)

『～三朝が誇る美術館～

三朝バイオリン美術館 見学』

時間 10時～11時30分

場所 三朝バイオリン美術館 (マイクロバス運行)

2013年開館の三朝バイオリン美術館。弦楽器を通して音楽を生活の楽しみの一つとなるきっかけとなるような、講座を予定しています。



第4回講座 8月5日(火)

『三朝大学 in 三朝小学校』

時間 10時～11時30分

場所 三朝小学校

講師 三朝小学校の先生

令和6年に新築した三朝小学校内を見学し、最近の小学生の授業がどのように行われているか疑似体験します。また、日本遺産認定継続の経緯についても学びます。

第6回講座 10月27日(月)

『～お出かけ講座～ 鳥取県西部へ』

時間 8時30分～15時(予定)

場所 鳥取県西部方面(マイクロバス運行)

鳥取県西部へのお出かけ講座を予定しています。

内容は後日ご案内しますのでお楽しみに！



第8回講座 12月17日(水)

『～家族も安心～

デジタル時代の終活講座』

時間 10時～11時30分

場所 三朝町総合文化ホール 大会議室

講師 行政書士 西川洋一 氏(ほうむ合同事務所)

もしもの時に備え『終活』の基本から、スマホやパソコンのネット契約、SNS(交流サイト)、定額サービスの整理方法などを学びます。

残された家族が困らないための大切な準備を一緒に考えましょう。



【令和7年度】三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業

1 R7受入方針

(1) 時期

令和7年8月6日(水)～8日(金) 2泊3日

(2) 参加対象

小学4年生以上の児童20名 ※各市町から各20名→合計40名(最大)

(3) 企画テーマ

『温泉』×『自然の恵み』

- ・三朝温泉という三朝町ならではの強みを組み入れた企画とし、入浴だけでなく町内旅館等への「宿泊」も事業内容に組み込んでいきたい。
- ・三朝町の豊かな自然を体感する方法として、地元の方と交流しながら農産物を収穫し、その食材を自分で調理して食べるという喜びと楽しみを体験する内容としたい。単にアウトドア体験ではなく、採って食べるまでの一連の流れを体験。

(4) 事業内容

【宿泊地】

三朝温泉ホテル旅館、旧三朝小学校舎にそれぞれ1泊

【内容】

- ・三朝温泉街散策、温泉の入り方講座、花火、泉娛樂場 等
- ・三朝の食材を収穫しておいしい晩ご飯を作ろう(夏野菜、お米、魚、牛等)
- ・三徳山投入堂登山、県立美術館 等

2 参加費

5,000円

《行程》

【1日目】テーマ：三朝温泉を学び・楽しむ

時間	内容	備考
13:30	城陽市児童到着・対面式	
	アイスブレイク・全体レク	
	温泉を学ぼう	温泉入浴マナー・ラジムリエ講座等
17:00	三朝温泉旅館 夕食・入浴・宿泊	
19:30	浴衣で温泉街散策、打上花火鑑賞	

【2日目】テーマ：自然体験・食材収穫

時間	内容	備考
6:00	起床、ラジオ体操	
	朝食	
8:30	三徳山投入堂登山	雨天時：写経、座禅
12:30	昼食	
	川魚つかみどり	雨天時：青山剛昌ふるさと館等
	町内の畑で夏野菜・スイカ収穫	単なる収穫体験だけでなく草むしりなど働いて食材を得る
17:00	旧三朝小学校到着	
	調理（カレー、焼き魚等） 夕食、スイカ割り	川魚、野菜収穫でお世話になった方々と一緒に
	入浴（三朝温泉旅館）	
	旧三朝小学校内で宿泊	

【3日目】

時間	内容	備考
6:00	起床、ラジオ体操	
	朝食	
9:00	県立美術館（ワークショップ、観覧）	
11:30	お別れパーティー	お世話になった方々と一緒に
13:00	お別れ・みんなでお見送り	

報告事項(3)

【図書館】令和7年5月～6月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【5月】			
5月 7日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	11名参加
- 5/ 9		中学校トライワーク受入	3名
5月10日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	6名参加
5月13日 (火) 13:00-	【育児支援】	ブックスタート (読み聞かせ・配本)	文化ホール
5月15日 (木) 10:00-	【育児支援】	2歳児健診 (読み聞かせ・配本)	文化ホール
5月16日 (金) 9:30-	【研修会議】	図書館職員実務研修	県立図書館
5月18日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	11名参加
5月24日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月29日 (木)		休館日 (資料整理日)	
10:00-	【研修会議】	みささ図書館協議会	文化ホール
5月31日 (金) - 6/19	【企画展示】	バランス切り絵作品展示(岩本謙二氏 協力)	

日 時	内 容		備 考
【6月】			
6月 4日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
6月14日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
6月15日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
6月19日 (木) 13:30-	【研修会議】	スタートブック研修	オンライン
6月21日 (土) - 6/29	【企画展示】	男女共同参画啓発パネル展示	総務課
6月26日 (木)		休館日 (資料整理日)	
13:30-	【研修会議】	みささ図書館職員研修	
6月28日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	

【今後の予定】 7月 6日(日) はたこうしろうさんワークショップ&講演会 (文化ホール)

報告事項(4)

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令 （区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 （委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（13） 略

報告事項(5)

令和7年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

次のとおり令和7年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費支給要綱（平成20年教委告示第8号）第8条の規定により取り消すことを決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費支給要綱

（交付決定の取消し）

第8条 教育委員会は、第4条第1項の規定により就学援助費の支給の決定を受けた者が年度の途中において次の各号のいずれかに該当したときは、就学援助費の支給を取り消すものとする。

- （1） 就学援助費の交付を辞退したとき。
- （2） 児童等が死亡したとき。
- （3） 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- （4） 虚偽その他不正の申請により就学援助費の支給を受けていることが判明したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が就学援助費の支給の停止の必要があると認めたとき。

2 前項の規定により就学援助費の支給を取り消した場合にあっては、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

報告事項(6)

令和7年度前期三朝町教育委員会学校訪問日程

1 日 程

6月 9日(月)【午前】

三朝小学校

委員直接三朝小集合(8:50)

管理職との懇談 8:50～ 9:20 (30分)

学 習 参 観 9:25～10:10 (45分)

休 憩 10:10～10:35 (25分)

学 習 参 観 10:35～11:20 (45分)

管理職との懇談 11:25～11:55 (30分)

会食(会議室) 12:00～12:20 (20分)

6月23日(月)【午前】

三朝中学校

委員直接三朝中集合(9:00)

管理職との懇談 9:00～ 9:30 (30分)

学 習 参 観 9:35～10:25 (50分)

休 憩 10:25～10:35 (10分)

学 習 参 観 10:35～11:25 (50分)

管理職との懇談 11:30～12:00 (30分)

会食(校長室) 12:05～12:25 (20分)

2 参加予定者

【三朝町教育委員会委員】

塩谷俊樹委員、加藤るみこ委員、村岡麻梨委員、松浦靖明委員

【事務局】

西田寛司教育長、角田正紀教育総務課長、吉竹智佳代指導主事

【中部教育局】

青木慎吾指導主事(小)、前川めぐみ指導主事(中)

3 その他

- ・給食の会食を実施します。当日、小学校給食費320円、中学校給食費378円をご準備ください。

報告事項（７）

令和６年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書について

令和６年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について、別紙のとおり報告する。

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会の検討状況等について

長年、実施している本町の放課後児童クラブについて、将来的に安定した継続性のある運営のあり方を協議・検討するため、関係団体及び外部有識者による三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、審議を行っている。

1. 委員構成

次の関係団体から推薦された者及び外部有識者として、町教委から委嘱依頼した者の8名で構成している。

(1) 関係団体

地域協議会、学校運営協議会（CS）、社会教育委員会、小学校PTA、学童運営関係

(2) 外部有識者

北栄町学童クラブ統括責任者、町学校協働活動推進員

2. 検討委員会の開催経過及び審議内容

月日		区分	内容
R7.3.6(木)		第1回	・町教育委員会からの諮問 ・委嘱状の交付（委員8名） ・本町の現状と課題について
R7.5.13(木)		第2回	・東学童クラブ保護者会の意見について ・学童の開設数及び運営体制について ・利用児童保護者へのアンケート調査について
今後の予定	R7.6月中下旬	第3回	・アンケート調査結果の報告 ・運営にかかる協議検討
	R7.8月	第4回	・答申案の取りまとめ
	R7.9月	答申	・町教育委員会へ答申

3. 委員からの主な意見

《第1回委員会》

- ・子どもの育成・活動環境や保護者の考え方が時代と共に変化している。
- ・子どもと地域との接点が薄れてきているように感じている。
- ・指導員の高齢化が進んでいるため、活動の場所はあるが体力的に大変である。
- ・2つの学童クラブが独自の活動を行っており、家庭が利用クラブを選択している。
- ・安全安心な活動環境を優先することで子どもたちを押さえ込む状況になっていないか。
- ・自主性・自立性を育む場、友達（異年齢含む）とのつながりを構築する場である。
- ・運営協議会のような組織が保護者の意見（ニーズ等）を反映していくことが大切である。
- ・北栄町では2つの学童の仕組み（働き方・方針等）を同じにし、それぞれのクラブの特色を引き継いだことで保護者から不安な声はなかった。
- ・北栄町では民間委託したことで、指導員募集のチャンネルが増えたことで指導員不足の課題はない。

- ・コミュニティ・スクールの登録ボランティアにも活躍いただく機会を創出したい。
- ・子どもがのびのびと利用でき、友達とのつながりを確認できる場、人生の先輩から色々なことを教わる場であることが大切。
- ・小学校統合によって学童クラブは1つにすべきであると考ええる。
- ・公営と民営の良さ、三朝らしさを踏まえた放課後対策のビジョンを持つべき。

《第2回委員会》

- ・まずは三朝町の学童の運営・サービス提供の平準化を図るべきで、統合や開設場所の課題は、次の段階の課題である。
- ・学校生活や保護者の就労、友人関係等、選択性を継承することも必要ではないか。
- ・東学童の保護者は今の運営に満足している。学童のあり方を検討するにあたり、三徳地域協議会の基本的な今後のスタンスを示すことが必要である。
- ・西学童も従前の安全安心な預かりから長期休業のイベント企画や子どもの接し方を改めていく取り組みを始めている。
- ・公営のメリットは、継続性と安全性だが、近隣自治体でも自由度が高い民営化が進んでいる。安定的・継続的な運営が可能であれば、民営化すべき。
- ・6年後は児童数が半減する見込み。将来的には1つになることを見据えるべき。
- ・旧三朝小校舎に設置予定の「まちづくりセンター」における運営体制が各地域協議会にどう影響するか不安。
- ・北栄は配慮が必要な児童への対応として支援員を手厚く配置している。三徳地域協議会も同様な対応を図っている。
- ・地域協議会もマンパワーが不足している。三徳地域協議会以外が民営化の受皿となるには、運営手法や経営方針等、かなりのエネルギーが必要である。
- ・東学童保護者からの意見も含めて、町の保護者のアンケートの集計を踏まえ、保護者へ説明を行うこと。

4. 放課後児童クラブに関するアンケート調査について

(1) 調査対象

本町の放課後児童クラブ利用児童保護者
(西学童クラブ：47世帯、東学童クラブ：36世帯) 計83世帯

(2) 調査方法

WEB (Google Form) アンケートによる回答・集計
※まちコミメールで回答用URLを送信する。

(3) 実施期間

令和7年5月19日～6月6日までの3週間

(4) 調査項目

利用児童の基礎的属性及び運営面、将来的なあり方等 計16項目

(5) 集計期間

6月中旬にアンケート結果を取りまとめ、第3回検討委員会へ報告

以上

令和6年度図書館事業実績について

1. 令和6年度図書館の概要

概 要	奉仕人口	5, 6 9 6 人 ※令和7年3月31日現在
	休 館 日	毎週月曜日 毎月最終木曜日 年末年始 特別整理期間 国民の祝日（土・日曜日を除く）
	貸 出	資料10冊まで 貸出期間は2週間
	開館時間	午前9時30分～午後6時
	職員体制	正規2（0）会計年度任用職員5（2） ※（ ）は司書資格者

2. 令和6年度図書館利用の実績

	内 容	令和6年度実績	令和5年度実績
図 書 館 奉 仕 材	開館日	2 8 9 日	2 8 6 日
	入館者	2 3, 9 9 9 人	2 3, 6 9 6 人
	貸出冊数	7 7, 4 8 7 冊	7 4, 8 9 6 冊
	貸出〔個人〕	6 2, 5 8 9 冊	6 0, 7 3 9 冊
	〃 〔団体〕	1 4, 8 9 8 冊	1 4, 1 5 7 冊
	※移動図書館（再掲）	1 1, 3 4 1 冊	9, 0 7 3 冊
	登録者（全登録）	7, 7 6 1 人 うち新規 4 6 0 人	7, 0 5 4 人
	利用者	1, 6 6 8 人	1, 3 9 6 人
	予約（リクエスト）	4, 4 1 7 件	4, 7 0 4 件
	相互貸借	貸出 3 7 2 件 借受 2, 6 1 2 件 計 2, 9 8 4 件	貸出 4 0 2 件 借受 2, 6 5 1 件 計 3, 0 5 3 件
	文献複写	1 2 0 枚	1 2 9 枚
	相談業務（レファレンス）	1, 3 1 2 件	1, 3 9 2 件
	障がい者サービス	4 2 0 件	4 6 6 件
	資料 蔵書 （令和7年1月14日現在）	総冊数 1 0 9, 2 7 1 冊 除籍数 1, 3 5 4 冊 受入数 2, 9 3 1 冊 うち購入数 2, 6 4 7 冊	総冊数 1 0 7, 7 9 4 冊 除籍数 1, 9 9 5 冊 受入数 2, 9 7 0 冊 うち購入数 2, 5 9 8 冊

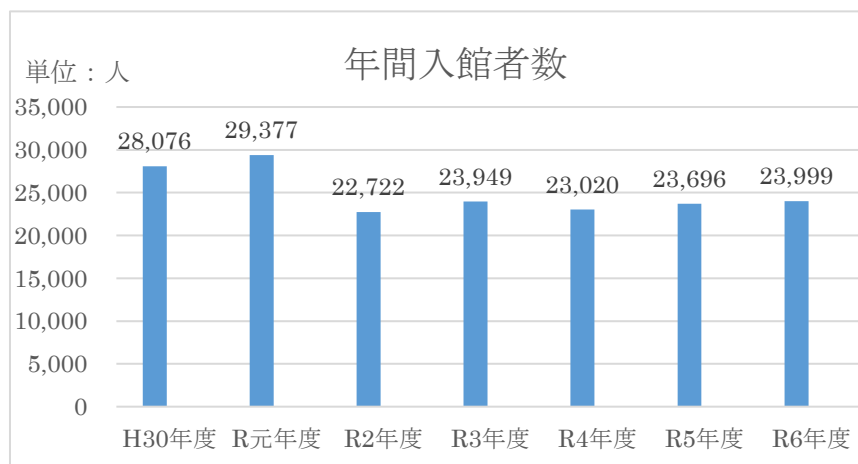
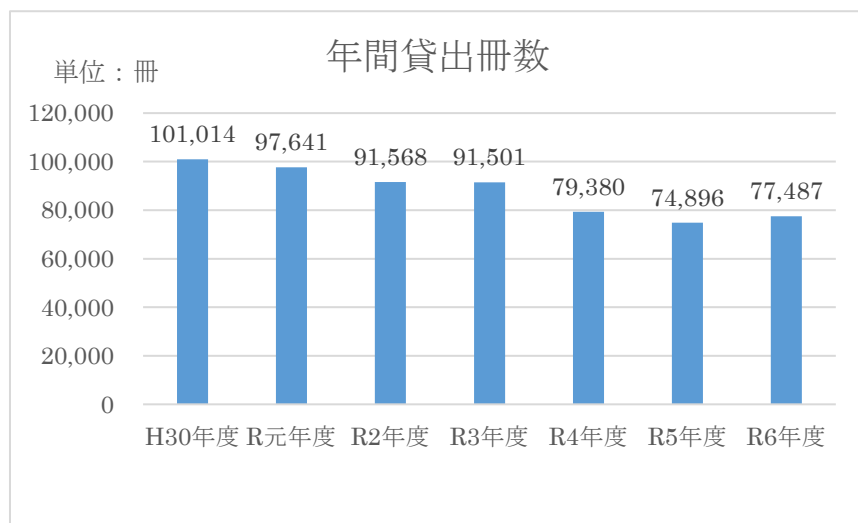
3. 令和6年度図書館活動実績 ※下線は日本海新聞記事掲載

項 目	属 性	活 動 内 容
選 書	定 期 随 時	選書会議（発注）36回（毎週木曜日）※昨年度 35回 社会情勢、季節、特集に合わせた選書

項 目	属 性	活 動 内 容
展示・啓発	随 時	町民、団体等の発案による館内展示：１２回 ※昨年度１７回 ４月：世界自閉症啓発デー in 鳥取２０２４パネル展示（鳥取県自閉症協会） ４～５月：日本遺産 三徳山・三朝温泉 ＰＲ展 ５～６月：入澤貴子さん油絵作品展示 ７月：日本のお札あれこれ展示 ８月：平和と戦争パネル展示 ９月：睡眠とれていますか？心の健康パネル展示（企画健康課） ２０２４パリオリンピック スポーツライミグ特別展 ９～１０月：世界アルツハイマーデー啓発展示（町包括支援センター） １１月：北方領土問題啓発パネル展示（総務課） １２月：竹内ロウ氏水彩画展『鳥取を描く＜三朝編＞』 １月：食育の取り組み展示（町内保育園・小学校・中学校） １月：三朝町スポーツ推進員活動紹介展示（社会教育課） ２月：中学生による三朝町の未来を語る会 学習まとめ展示 ３月：自死対策展示（企画健康課）
移動図書館	月１回	定期巡回して図書の貸出を実施：２２ヵ所（延べ２６４回） ※保育所・子育て支援センター除く
学 校 支 援	随 時 定 期	学習資料等の提供：小学校貸出 ３，１１４冊 中学校貸出 ４３８冊 計 ３，５５２冊 小学校１～３年生学級文庫 図書貸出：２回（１・３学期） １～６年生学級文庫 図書貸出：１回（２学期） 移動図書館車臨時巡回 ９／６～１０／８の間 原則、毎週火・金曜日 （利用実績）利用者数のべ５３９名 貸出冊数１，８１４冊 中学校図書貸出：３回（図書委員生徒 選書来館）
学 童 支 援	随 時 定 期	移動図書館貸出 東学童：１２回 出張おはなし会 西学童： ６回（４～９月まで １回／月） 移動図書館貸出 〃：１０回（１１月～再開 ２回／月） 出張おはなし会・工作教室 東学童：１回（夏休み）
子育て支援	月１回	お話会：２９回 ※町内保育園２園、子育て支援センター 移動図書館貸出：３６回 ※町内２園、子育て支援センター バイオリン美術館お話会：１２回（参加親子１９１組 ４１６名） ※ランチタイムコンサート前に実施
	健診時	ブックスタート：４回（１７組） ブックセカンド：１２組 健診時の絵本展示・紹介：１２回 読み聞かせ：９回

項 目	属 性	活 動 内 容
図 書 館 行 事	テーマ 本展示	① 児童書コーナー（一部共通） 春特集、入園・入学特集、さとうきわこ追悼コーナー、こども読書の日キャンペーン展示（すてきな絵本100）、子どもの日特集、母の日、父の日、しかけ絵本展示、梅雨特集、七夕まつり、夏・海の絵本、夏休み宿題おたすけコーナー、平和と戦争（平和を考える）、秋特集・月に関する本、ハロウィン、きょうりゅうワールド、せなけいこ追悼コーナー、中川李枝子追悼コーナー、クリスマス特集、お正月に関する本、節分・鬼特集、バレンタイン特集（チョコレート）、ひなまつり ② 一般書コーナー 自閉症啓発パネル展示に関する本、本屋大賞コーナー、日本遺産PR 特集、ゴールデンウィーク行楽特集、梅・漬物・ジャムコーナー、油絵に関する本コーナー、新紙幣特集、夏を涼しくコーナー、睡眠キャンペーン・自死予防に関する本、鳥取県民の日コーナー、ねんりんピック特設コーナー、パリオリンピックボルダリング特設コーナー、アルツハイマー・介護予防・認知症予防に関する本、北方領土問題に関する本、芥川賞・直木賞作品展示、おせち料理、年賀状コーナー、猫の本、猫アートに関する本、本屋大賞候補作品展示 ③ 県立図書館から協力貸出コーナー 3か月ごとに入替 3回／年 ④ YA（ヤングアダルト）コーナー（中高生コーナー） 14歳の世渡りシリーズ展示 ⑤ 郷土コーナー 郷土作家の著書展示、鳥取県魅力再発見に関する本 など
	催 し 事 業	① 春の読書推進キャンペーン みささ図書館へ行こう！キャンペーン （4月23日～6月30日／スタンプカード530枚配布 スタンプを集めてプレゼントを渡した方／延べ346名） ② 夏休み特別企画「サイコロとしょかんクジ」 （7月16日～9月1日／延べ173名）※昨年度：延べ144名 ③ 秋の読書習慣イベント 「ブラインド・ブック・マーケット」 （10月27日～11月10日／24冊受入 次年度へ28冊） ④ めいぐるみおとまり会 （11月17日／参加者10名※定員） ⑤ 古本市 （11月23・24日／文化ホールロビー 売上23,494円） ⑥ かがやく子どもフェスティバル（12月15日／文化ホール） ・鳥取短期大学学生協力おはなし会（日本語・英語） ・人形劇公演（人形劇サークル「てっぽんかつぽん」協力） ・図書館司書体験（参加者数29名） ⑦ 新春初読み企画「新しい本との出会い、お年玉付き！本の福袋」 （令和7年1月4日～15日／大人用55袋、子ども用50袋） ⑧ 推しのしおりづくり （令和7年2月4日～15日／期間中参加者56名） ⑨ コーヒーの淹れ方講座 in みささ図書館 （令和7年3月14日～15日／参加者16名）

項 目	属 性	活 動 内 容
図書館行事	定 期	☆親子で楽しむおはなし会（毎月第3日曜日 午前10時30分～） 町民の読み聞かせボランティア（6名）の協力により実施 4月～3月 10回 参加者数 のべ162名（大人71名・子ども91名） ※10月20日 特別企画「きょうりゅうワールド」 恐竜巨大オブジェ登場（地域おこし協力隊 森田さん作） ※1月・2月は積雪の心配があるためお休み
	教 室 講 座	☆みささ英語村 （英会話コーディネーター：アナさん 2代目） 令和2年6月から始めて、5年目 毎月第2・4土曜日 14時～16時 24回開催 参加者延べ279人 ☆図書館所蔵資料をテキストにしたものづくり講座 ・PPバンドでカゴづくり講座（指導者：図書館職員） 6月14日・18日・21日（3回講座）／参加者5名 ☆「ルーラル電子図書館」を活用した農業講座（秋冬野菜編） 7月9日（火）午後1時30分～午後3時 場所：役場2階 第2会議室 参加者18名（当日欠席2名有）



議案第 24 号

令和 7 年度教育関係費補正予算（令和 7 年 6 月）について

次のとおり令和 7 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和7年度教育関係費 歳出補正予算（令和7年6月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
小学校費	小学校新校舎備品等整備費	8,037	3,673	11,710	式典等に対応するステージ一式の整備
教育総務課計		8,037	3,673	11,710	

議案第 25 号

三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の設定について

次のとおり三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 28 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【設定の理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、教育委員会規則を設定する必要があるため。

【設定の概要】

改正法では、第 13 条第 2 項において、教育長が事故等で欠けたときは、あらかじめ指名した教育委員がその職務を行うこととされている。

しかしながら、教育委員は非常勤であるため、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、改正法第 25 条 4 項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能とされている。

これらの規定に基づき、これまで教育長が行っていた教育委員会の会議を主宰し教育委員会を代表することを除く部分について、教育委員会事務局職員で課長職にある者のうち、教育総務を主務とする者へ委任することができる旨の規則を設定するもの。

【施行期日】

公布の日

三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときのその職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者の指名)

第2条 職務代理者は、法第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の委員のうちから教育長が指名する。

(事務の委任)

第3条 前条の規定により指名された職務代理者は、法第25条第4項の規定に基づき、教育長に委任された事務その他教育長の権限（教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表することを除く。）に属する事務の一部を、三朝町教育委員会事務局の職員で課長職にある者のうち、教育総務を主務とする者に委任することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

三朝町立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について

次のとおり三朝町立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

現行の規定では、学校職員が公務において自家用車の使用が県外に及ぶ際、使用の 7 日前までに教育長の承認を受けることとされているが、学校における許可判断は校長によるもので十分であり、学校職員が教育長の承認まで得るのは負担が大きいことから、本件の決裁権者を校長とする改正を行う。

【改正の概要】

学校職員が公務において自家用車の使用が県外に及ぶ際、様式により校長の承認を受けることとする。

【施行期日】

令和 7 年 5 月 28 日

三朝町立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

三朝町立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱（平成20年1月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用許可の基準等） 第6条 略 2 <u>職員</u>は、前項の許可を受けるに当たり、 自家用車の使用が県外に及ぶ場合には、自 家用車公務使用承認申請書（様式第2号） により、原則としてその<u>使用前</u>までに<u>校長</u> の承認を受けなければならない。 3～8 略	（使用許可の基準等） 第6条 略 2 <u>校長</u>は、前項の許可を行うに当たって、 自家用車の使用が県外に及ぶ場合には、自 家用車公務使用承認申請書（様式第2号） により、原則としてその<u>使用の7日前</u>まで に<u>教育長</u>の承認を受けなければならない。 3～8 略

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

三朝町立 学校長 様

申請者 職 氏名

自家用車公務使用承認申請書

用 務 内 容			
用 務 地			
用 務 年 月 日 及 び 時 間	自 年 月 日() (午前・午後)	時 分	(泊 日)
	至 年 月 日() (午前・午後)	時 分	
使 用 区 間	～	約	km
	運転時間 約	時間 分	
	～	約	km
	運転時間 約	時間 分	
	～	約	km
	運転時間 約	時間 分	
職員同乗者	職・氏 名		
児童生徒 同 乗 者			
安 全 対 策 (同乗者のいる場合 に記入すること)			

※1 自家用車登録申請書(校長権認済)の写しを添付すること。

上記の申請について、承認します。

年 月 日

三朝町立 学校長

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。

議案第 27 号

三朝町教育行政評価委員の委嘱について

次のとおり三朝町教育行政評価委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 三朝町教育行政評価委員の委嘱

氏 名	区分	役 職	備 考
清水 成真 氏	①	三徳地域協議会 会長	新任
加藤 晶子 氏	②	中学校 P T A 役員	新任
吉田 朋幸 氏	③	学識経験者	4 期目、賀茂保育園長

2 任 期

令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町教育行政評価委員会設置要綱
（組織）

第 3 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は次の区分の中から三朝町教育委員会が委嘱する。

- ① 地域協議会の役員
- ② 学校の保護者会の役員
- ③ 学識経験者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

議案第 28 号

三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町文化財保護調査委員会委員の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 委嘱する者

氏 名	備 考
安藤 克憲	米田 正雄 令和 7 年 5 月 31 日辞任に伴う委嘱

2 任 期

令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（残任期間）

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町文化財保護条例

（文化財保護調査委員会）

第 3 条 三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財保護調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査を行う。

3 調査委員会の委員の定数は、6 人以内とし、その任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 調査委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

議案第 29 号

町立学校教職員の処分について

次のとおり町立学校教職員の処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 28 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

協議事項（１）

三朝町生涯学習推進プランの策定について

三朝町生涯学習推進プランの策定について、別紙のとおり協議する。

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。